

諮問第 96 号の答申 就業構造基本調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 96 号による就業構造基本調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成 28 年 9 月 21 日付け総統労第 161 号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「就業構造基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

（2）理由等

ア 報告を求める事項の変更

（ア）学校区分の選択肢の分割

本申請では、学校区分を把握する調査事項の選択肢について、図 1 のとおり、従来の「短大・高専」を「短大」と「高専」に分割する計画である。

これについては、短期大学と高等専門学校では、その目的・役割や男女比などに大きな違いがあり、卒業後の就業状況が大きく異なることが予想されることから、高等教育機関の充実化や、新たな高等教育機関の制度化についての検討に関する政策ニーズを勘案して、「短大」と「高専」に分割するものであり、教育と就業状況との関係のより詳細な把握に資することから、適当である。

図 1

変更案								
(2) 学校区分		小学	高校	専門学校 (修業年限)			短大	大学院
		・中 学	・旧 制中	1年 以上未 満	2年 以上未 満	4年 以上未 満	高 専	大 学
<p>回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</p>		<input type="radio"/>						

現行								
(2) 学校区分		小学	高校	専門学校 (修業年限)			短大 ・高専	大学院
		・中 学	・旧 制中	1年 以上未 満	2年 以上未 満	4年 以上未 満	大 学	院
<p>回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</p>		<input type="radio"/>						

(イ) 現在の雇用形態に就いている理由の新設

本申請では、図2のとおり、パート、アルバイト、派遣社員等に対し、現在の雇用形態に就いている理由を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、我が国における非正規労働者数が年々増加している中、いわゆる不本意非正規雇用労働者^(注)に関する地域別結果の表章等、非正規労働者に関する統計ニーズの高まりを踏まえ、本調査事項を新設するものであり、非正規労働者に関する詳細なデータの把握に資することから、適当である。

ただし、非正規労働者における就業の実態を把握する観点から、収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間又は就業日数を調整している者の実態を把握する調査事項を新設する必要があることを指摘する（図3参照）。

(注) 正規雇用を希望しているが、正規の職員・従業員としての仕事がないため、不本意ながら非正規雇用で働く者をいう。

図 2

変更案

第1面のA1欄で「雇われている人のうち「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」と回答した方のみお答えください (それ以外の方はA10へ)

A 9 どうして今の雇用形態についているのですか

自分の都合のよい時間に働きたいから

□ 家計の補助・学費等を得たいから

□ 家事・育児・介護等と両立しやすいから

□ 通勤時間が短いから

□ 専門的な技能等をいかせるから

□ 正規の職員・従業員の仕事がないから

□ その他の

当てはまるもの全てに記入 → ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

うち おもなもの一つに記入 → ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

現 行

[新設]

図 3

統計委員会修正案

A 10 収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか

している

○

していない

○

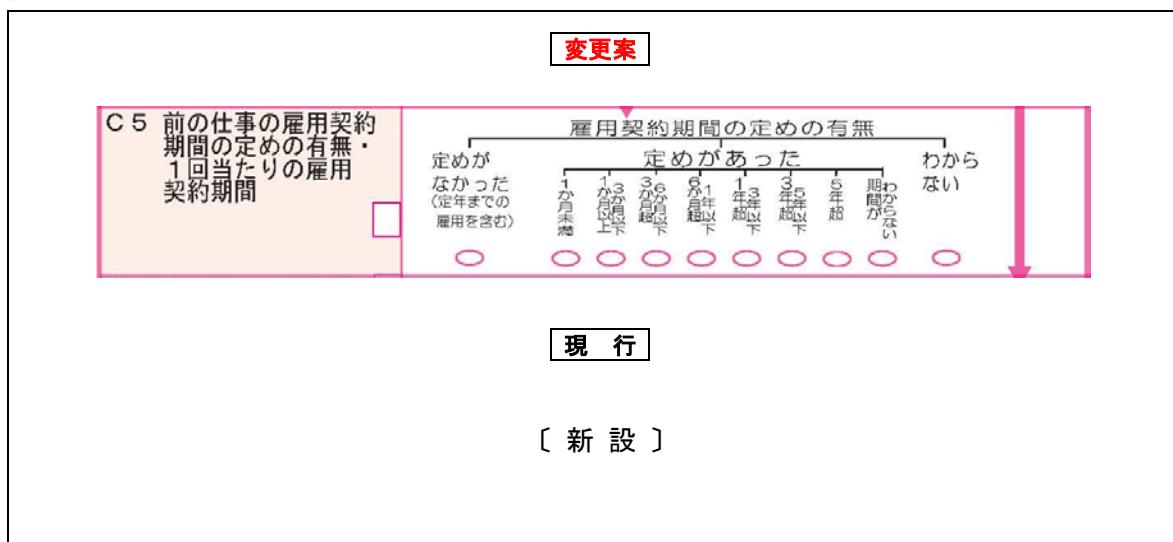
↓

(ウ) 前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設

本申請では、図4のとおり、前職の雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項を新設する計画である。

これについては、近年の転職者数の緩やかな増加を背景として、雇用形態間の異動の実態（正規から非正規又は非正規から正規への異動等）をより的確に把握するため、本調査事項を新設するものであり、非正規労働者に関する施策の検討に資する詳細なデータの把握が可能となるものであることから、適当である。

図4



(エ) 育児・介護の実施頻度の追加等

本申請では、未就学児の育児の状況について、図5のとおり、従来、「育児をしている」又は「育児をしていない」のみを把握する形式としていたものを、「育児をしている」場合は、その実施頻度（「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」の6区分）を選択するように変更し、また、これまでの「育児」の表記を「子の育児」に変更するとともに、設問における育児に関する注釈の文言を変更する計画である。

さらに、家族の介護の状況についても同様に、「介護をしている」場合は、その実施頻度（「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」の6区分）を選択するように変更する計画である。

これらについては、育児・介護の状況が就業に及ぼす影響の詳細な把握・分析に資するものであることから、おおむね適当である。

【P】 ただし、未就学児の育児を行っている者について、その実施頻度をより的確に把握するとともに、家事を含めた育児の負担度が就業に与える影響を明らかにするため、実施頻度の選択肢について、月又は週当たりの実施日数ではなく、1日当たりの家事・育児時間により把握し、また、未就学児はいるが、ふだん育児を行っていない者が、紛れなく「子の育児をしていない」に回答するよう、報告者の分かりやすさを考慮して調査票を設計する必要があることを指摘する。（図6参照）

図 5

変更案

F ふだんの育児・介護の状況について（全員が記入してください）

F 1 子の育児をしていますか

- この設問での育児は未就学児を対象とします
- ここでの育児とは乳児のおむつの取り替えや就学前の子どもの送迎などです。
- 育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

子の育児をしている 子の育児をしていない

月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4~5日 週に6日以上

(F 2へ)

F 2 家族の介護をしていますか

- 自宅外にいる家族の介護も含めます
- 介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

介護をしている 介護をしていない

月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4~5日 週に6日以上

(G欄へ)

現 行

E 育児・介護の状況について（全員が記入してください）

E 1 ふだん育児をしていますか

- この設問での育児は未就学児を対象とします
- ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません
- 育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

育児をしている 育児をしていない

(E 2へ)

E 2 ふだん家族の介護をしていますか

- 自宅外にいる家族の介護も含めます
- 介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

介護をしている 介護をしていない

(F欄へ)

図 6

統計委員会修正案

F 1 子の育児をしていますか

- この設問での育児は未就学児を対象とします
- ここでの育児とは乳幼児の世話や見守りなどをいいです。
- 家事・育児時間については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください
- 仕事をしている人は仕事をしている日をふだんとします

子の育児をしている 子の育児をしていない

(F 2へ)

ふだんの1日当たりの家事・育児時間

1時間未満 1~2時間未満 2~4時間未満 4~6時間未満 6~8時間未満 8時間以上

(才) 育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加

本申請では、育児又は介護をしている者が利用した制度を把握する調査事項の選択肢として、図7のとおり、「残業の免除・制限」を追加する計画である。

これについては、育児休業、介護休業等の制度の利用状況について、より詳細かつ的確に把握することにより、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の改正による効果の分析・検証に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、報告者が回答するに当たり紛れが生じないよう、選択肢の「その他」については、いずれの選択肢にも当てはまらない、例えば、会社が社内規定により独自に制度として設けているものなどは該当するが、上司の裁量や配慮による残業の免除などは含まれないことを記入要領に明記する必要があることを指摘する。

図7

変更案							
F1の2 この1年間に育児休業など の制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます ・各制度の内容については『調査票の 記入のしかた』を参考にしてください	した	育児休業	短時間勤務	子の 看護休暇	残業の 免除・制限	その他	しなかった
F2の2 この1年間に介護休業など の制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます ・各制度の内容については『調査票の 記入のしかた』を参考にしてください	した	介護休業	短時間勤務	介護休暇	残業の 免除・制限	その他	しなかった
						(G欄へ)	
現 行							
E1の2 この1年間に育児休業など の制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます	した	育児休業	短時間勤務	子の 看護休暇	その他	しなかった	
E2の2 この1年間に介護休業など の制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます	した	介護休業	短時間勤務	介護休暇	その他	しなかった	
						(F欄へ)	

(力) 東日本大震災の仕事への影響の削除

本申請では、東日本大震災の仕事への影響を把握する調査事項について、図8のとおり、削除する計画である。

これについては、震災による仕事への影響や避難状況等を明らかにするため、前回（平成24年）調査において当該事項が設けられたものであるが、発生から5年以上が経過し、関係府省及び都道府県から、今回調査における継続把握や新たな事項の把握に関する要望もなく、引き続き把握する必要性が乏しいことから削除するものであり、報告者負担の軽減に資することから、適当である。

図8

[削除]				
現 行				
F 東日本大震災(原子力発電所事故を含む)の仕事への影響(全員が記入してください)				
F1 勤め先等が震災の直接の被害を受けたことにより、当時のおもな仕事に影響がありましたか ・回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	<input type="checkbox"/> 直接の被害による仕事への影響はなかった <input type="checkbox"/> 休職した (休業したを含む) <input type="checkbox"/> 離職した (事業の廃止を含む) <input type="checkbox"/> その他 (離職や休職はしなかった)			
	当時 仕事についていなかった			
F2 震災により避難しましたか ・ここでの「避難」には 一時的な退避などの場合は含めません	<input type="checkbox"/> 避難した <input type="checkbox"/> 避難しなかった			
	現在 避難している 現在 避難していない 震災後に転居した 震災前の住居に戻った			
F2の2 現在 避難していますか ・「避難」先には 仮設住宅のほか、親せき・知人宅 民間賃貸住宅など のいわゆる「みなし仮設」も含めます	現在と同じ市区町村 現在と同じ都道府県内の別の市区町村 現在とは別の都道府県			
	都道府県 市 郡 区 町 村			
(世帯主はG欄へ その他の人は記入終わり)				

イ 報告を求める者の変更

本申請では、報告を求める者の数について、前回調査における約 50 万 6000 世帯（15 歳以上の世帯員約 108 万 3000 人）から、約 52 万 3000 世帯（15 歳以上の世帯員約 108 万 3000 人）に変更する計画である。

これについては、近年の 1 世帯当たりの 15 歳以上の世帯員数の減少^(注)を考慮し、前回調査と同規模の世帯員数を報告者数として確保するため、調査区数を増やし、調査世帯数を増やすよう変更するものであり、時系列的な変化を安定的に把握するために必要なものであることから、適当である。

（注）15歳以上の世帯員数は、平成22年に実施された国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）の結果では2.14人であったが、平成27年に実施された国勢調査結果では2.07人に減少している。

ウ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、オンライン調査^(注)の対象を調査対象とする全世帯（約 52 万 3000 世帯、約 108 万 3000 人）に拡大するとともに、スマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画である。

（注）前回調査に引き続き、報告者に対し、オンラインで回答する際に必要となるログイン情報（報告者 ID）と紙媒体の調査票を同時に配布する並行方式により実施することとしている。

これらについては、以下のとおり、報告者の利便性の向上及び調査の効率的実施等に資するものであることから、適当である。

- ① オンライン調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、その推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりや報告者のライフスタイル等の多様化への対応、電子調査票に実装されるチェック機能による調査票の審査業務の負担軽減、結果精度の確保・向上、結果公表の早期化等にも資すること。
- ② 紙媒体の調査票による回答期間に先行してオンライン調査の回答期間を設定等することや、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からのオンライン回答も可能とすることで、報告者の利便性をより高め、オンライン回答率の向上を図ることとしていること。

エ 集計事項の変更

本申請では、現在の雇用形態に就いている理由や育児・介護の実施頻度を把握する調査事項等の追加、その他調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、非正規労働者に関する詳細なデータの把握や育児・介護の状況が就業に及ぼす影響の詳細な把握に資することなどから、おおむね適当である。

ただし、育児の頻度を把握する調査事項について、夫及び妻の教育の状況（最終卒業学校）による育児の実施頻度との関係を明らかにする観点から、夫及び妻の教育の状況別に育児の実施頻度について表章することを指摘する。

(参考)「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との対応関係

統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のより的確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針として、平成27年5月に「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)が策定された。

ガイドラインは事業所・企業を調査対象とする統計調査を対象として定められたものであり、世帯を対象とする本調査が直接にガイドラインの対象となるものではないが、本調査が従業上の地位等に係る調査事項を含むものであることから、ガイドラインとの対応関係について確認した。

(注) ガイドラインは、労働者を、①直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）、②常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）及び③常用労働者の内訳区分（第3レベル）の3階層に整理しており、それぞれのレベルに係る区分を調査事項として設けている統計調査に対して求める取組について示している。

- ① 本調査では、「勤めか自営かの別・勤め先における呼称」を把握する調査事項を設け、雇われている人については、勤め先における呼称の把握を行っている。

本調査事項においては、ガイドラインの第1レベル（直接雇用と間接雇用の区分）について、雇われている人のうち「労働者派遣事業所の派遣社員」を把握しており、直接雇用と間接雇用の別を把握することが可能なものとなっている。また、ガイドラインの第3レベル（常用労働者の内訳区分）についても、勤め先における呼称に基づく区分により、把握することが可能なものとなっている。

- ② 本調査では、雇われている人について、雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握している。具体的には、有期雇用労働者について、雇用契約期間が1か月以上の場合の選択肢を6区分（「1か月以上3か月以下」、「3か月超6か月以下」、「6か月超1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」、「5年超」）により把握している。

2 統計委員会諮問第40号の答申（平成24年1月20日付け府統委第7号）における「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回の平成24年調査に係る統計委員会諮問第40号の答申（平成24年1月20日付け府統委第7号（以下「前回答申」という。）において、①「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化^(注1)、②「現職への就業理由」の把握の検討^(注2)の必要性が指摘されている。

（注1）前回答申の今後の課題において、『「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することとしたところであるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。』とされている。

（注2）前回答申の今後の課題において、『「現職への就業理由」を把握する調査事項については、今回調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしているが、本調査事項は「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。』とされている。

これらの指摘事項に関する総務省の対応状況及びこれに対する評価は、以下のとおりである。

（1）「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

本課題について、総務省は、「就業希望の把握に関する準備調査」（総務省所管の一般統計調査）^(注)の結果を踏まえ、これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを、図9のとおり、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割することとしている。

これについては、非正規労働者の雇用契約期間に関するより的確かつ詳細な分析に資するものであることから、適当である。

図9

A 1 の 3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間		雇用契約期間の定めの有無						
定めがない (定年までの雇用を含む)	1か月未満	定めがある		わからぬ		その他		
		1か月以上 3か月以下	3か月以上 6か月以下	6か月以上 1年以下	1年以上 3年以下	3年以上 5年以下	5年超	期間がわからない
(A2へ)		(A2へ)						

変更案

A 1 の 3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間		雇用契約期間の定めの有無						
定めがない (定年までの雇用を含む)	1か月未満	定めがある		わからぬ		その他		
		1か月以上 6か月以下	6か月以上 1年以下	1年以上 3年以下	3年以上 5年以下	5年超	期間がわからない	
(A2へ)		(A2へ)						

現 行

(2) 「現職への就業理由」の把握の検討

本課題について、総務省は、関係府省及び都道府県から本調査事項についての復活要望があることや、前記1(2)ア(カ)のとおり、今回の平成29年調査では東日本大震災の仕事への影響等を把握する調査事項を削除することとしているため、調査票のスペースも確保できることなどを理由として、図10のとおり、本調査事項を復活することとしている。

これについては、転職の実態を詳細に分析する上で有用な調査事項であり、また、行政施策上のニーズがあるとして本調査事項の復活に対する要望があることを踏まえたものであることから、適当である。

図10

変更案									
A8 どうしてこの仕事についたのですか (おもなもの一つにマーク)	<input type="checkbox"/>	失業していた	学校を卒業した	収入を得る必要がある	知識や知能を生かしたかった	社会に出たかった	時間に余裕ができた	健康を維持したい	仕事が見つかった よりよい条件の その他
<input type="radio"/>									
現行									
〔復活〕									

3 今後の課題【P】

- (1) 就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性が高まっており、今回の平成29年調査でも、関連する調査事項につき見直しを行った。次回調査（平成34年調査）へ向けても引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、より的確に把握するための検討を行うこと。
- (2) 今回の平成29年調査においては、オンライン調査の対象を調査対象とする全世帯に拡大するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。次回調査に向けて、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今回調査の結果につき、検証を行う必要がある。